

(原文はビルマ語。同英訳を和訳)

2014年1月27日

国際協力機構 理事長
田中 明彦 様

ミャンマー・ティラワ SEZ 開発事業に関する継続的な懸念について

私たちは、2013年10月29日付のレターで私たちが提起した懸念に関し、貴機構の返答を再度求めます。また、ティラワ SEZ 開発事業に責任を持つ JICA ヤンゴン事務所高官との、との会合を早急に求めます。すでに Class-A 区域（400ヘクタール地域）の事業で影響を受けている人々の中には、適切な補償措置がないため、ミヤインターヤーの移転地で生計手段を失い、苦しんでいる住民がいます。この状況は、JICA 環境社会配慮ガイドライン（以下、ガイドライン）の幾つかの規定に明確に違反していることを示しています。例えば、「相手国等は、移転住民が以前の生活水準や収入機会、生産水準において改善又は少なくとも回復できるように努めなければならない。」という規定です。私たちは JICA が同事業に出資をするか否かを決定する前に、民間企業、および、ミャンマー関連当局が JICA ガイドラインを遵守するよう、確保すべきと考えます。

以前のレターに記載しましたように、作物、牛等への補償金、身体障害者・高齢者支援、また、移転費用支援といった様々な補償金は短期間の一時的な措置にすぎません。実際、影響を受けた世帯のなかには、職業訓練プログラムが始まる前に補償金を使い切ってしまった世帯もいます。これまで20種類以上の職業訓練が提案されているものの、当局は住民のニーズについて十分な協議をしておらず、再び一方的に決定しています。その結果、住民の関心や参加を損ねています。

私たちが繰り返し述べたいのは、当局が2012年12月にザマニ貯水池からの灌漑用水の供給を止めたため、400ヘクタール外で稲作をしてきた農民らが乾季の収入源に苦しんでいることです。（テインセイン大統領に2013年12月27日付に提出したレター（添付1）をご覧ください。）実際、この懸念はティラワ SEZ マネージメント委員会に対するレターや協議会の中でも提起されましたが、住民移転計画で留意されることはありませんでした。さらに、最大の疑問は、移住・補償計画の最終版の状態です。被影響住民はすでに移転させられ、現場では建設工事が始まっています。

ティラワ SEZ 事業の影響を受けているコミュニティを代表して、私たち、および、ミヤインターヤー移転地のリーダーらは、移転・補償計画に関する協議プロセスについてだけでなく、現在の地元の状況に関する我々の懸念について、貴機構にさらにご説明し、また、貴機構の理解と意見を伺いたいと思います。ヤンゴン周辺で、ミャンマー政府の影響が及ばない場所で、2014年2月6日もしくは7日のいずれかの日取りに我々住民との会合を持って頂ければ幸いです。もし事前に参加者リストが必要であれば、仰っていただければお送り致します。2014年1月31日までに、ご回答をお願い致します。

ティラワ社会開発グループ

以下、各リーダーの連絡先

Cc: 外務大臣 岸田 文雄 様
JICA 異議申立審査役 各位
JICA 環境社会配慮助言委員会 各位